

# グランスクエア一橋学園ホームページ運用規定

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

グランスクエア一橋学園ホームページ(以下「ホームページ」と称する)は、グランスクエア一橋学園団地管理組合(以下「団地管理組合」と称する)の情報をグランスクエア一橋学園団地組合員並びに居住者(以下「居住者等」と称する)に提供することにより、居住者等の団地内での生活の利便性向上と、情報交換・共有による住民相互のコミュニケーション作りを目的とする。

### 第2条 (適用範囲)

本規定は、ホームページの作成、運営、管理に関して適用する。

### 第3条 (位置付け)

ホームページは、主として団地管理組合からの情報を補助的に居住者等へ提供するものである。また情報共有による住民相互のコミュニケーションを向上させ、利便性を向上させるものである。

### 第4条 (情報の公開範囲)

ホームページは、不特定多数の人が閲覧可能なページと、IDおよびパスワードにより保護される会員専用ページにより構成される。ホームページの情報公開範囲は、居住者へのサービスとして提供される。従ってURLの検索サイトへの登録など、積極的な一般公開手続きは行わないものとする。

### 第5条 (情報の適用範囲)

ホームページに掲載される情報の適用範囲は、団地管理組合からの提供情報とし、その他団地管理組合が認めたものを除く一切の情報は掲載されないものとする。

### 第6条 (個人情報の取り扱い)

ホームページに情報を掲載するに当たり、個人情報の保護に十分配慮する。ホームページには、個人を特定する情報並びに個人の特定を類推させる情報は、その個人の了解なしに掲載されないものとする。また、IDパスワード発行申請時に得られる個人情報は、運用責任者が厳重に管理し、流出、不正使用のないよう対策を講じる。

## 第2章 運用指針

### 第7条 (運営主体)

ホームページの運営主体は団地管理組合にあり、運営については、団地管理組合理事長が管理責任者として責任を持ち、その実務は団地管理組合の監督下に設置されるグランスクエア一橋学園ホームページ委員会(以下「ホームページ委員会」と称する)が、その作成、編集、運用等を行い、ホームページ委員会の委員長が運用責任者の任にあたる。

また、情報機器、ソフトウェア等のホームページ開発ツールの契約(ユーザ登録を含む)は団地管理組合とする。

### 第8条 (ホームページ委員会の構成)

団地管理組合のホームページ委員会担当理事をホームページ委員会の委員長とし、委員は公募により

構成する。ホームページ委員の中から必要に応じて副委員長を置く事が出来る。

#### 第9条（ホームページ委員会の活動）

ホームページ委員会の活動は、ホームページの作成、編集、運用を主な活動とし、WEBサーバ提供会社の選定及びサービス内容の検討、掲載内容の募集・収集、掲載内容の検討・精査、居住者からの意見・要望の検討、ホームページ運用や掲載内容に関する問題検討、ホームページの発展的利用方法の検討を行う。

#### 第10条（守秘義務）

ホームページ委員会は、ホームページを作成する上で入手した個人に関する情報、団地に関する情報等をいかなる手段においても第三者への漏洩しないように努める。また、ホームページ作成用のパーソナルコンピュータ、WEBサーバからの情報漏洩防止に努める。

#### 第11条（外部委託）

ホームページ委員会が、WEBサーバのサービス提供やホームページの運用等を外部業者へ委託する際は、ホームページ委員会が外部業者の候補選定を行い、団地管理組合の理事会の承認を得て、団地管理組合が外部業者との契約を行うものとする。

### 第3章 運用規定

#### 第12条（セキュリティ対策）

ホームページの運用を行うに当たり、運用担当者はセキュリティの基本を遵守し、会員専用ページにはIDおよびパスワードを設定するなど、団地及び住民に被害を与えることのないよう適切な対応をとることとする。また、編集用PC及びホームページのコンテンツに関してウイルス感染対策を講じる。

#### 第13条（システム構成）

ホームページを運用するため、独自ドメイン（kodairaGS.com）を団地管理組合として取得し、WEBサーバを外部委託するものとする。WEBサーバの詳細については、団地管理組合の理事会での承認事項とする。

#### 第14条（システム管理）

ホームページのWEBサーバ管理は、ホームページ委員会が行う。

#### 第15条（掲載手続き）

運用責任者は、掲載内容が本ガイドラインに基づいた適正なものであることを確認し、事前に管理責任者に報告し、掲載承認を得る。

#### 第16条（メンテナンス）

ホームページの更新は、第15条の掲載手続きを経て、必要に応じ随時行うものとする。また、更新履歴、掲載内容に関しては2年以上保持するものとする。

#### 第17条（主な掲載内容）

ホームページへの掲載内容は、第4条（情報の適用範囲）及び第5条（情報の適用範囲）に定めるところに従い概ね次の通りとする。

グランスクエア橋学園の紹介

管理組合からのお知らせ、理事会・委員会・自治会情報  
ふれあい館からのお知らせ、サービス案内  
住民からの意見等の紹介  
各種サークルの紹介・案内  
地域情報・お役たち情報の提供  
他のホームページへのリンク  
その他必要と認められた情報  
理事会専用

#### 第18条（コンテンツ作成における遵守事項）

ホームページは、誰にでも分かりやすく、使いやすく、必要な情報が得やすいことを目標とし、この目標実現を阻害する内容の掲載は制限する。

利用者の使用環境を無視した掲載（OS、ブラウザ、プラグイン等）  
特殊機能の制限  
画像サイズの制限  
1ページの長さ、量の制限  
使用するソフトの制限

#### 第19条（禁止事項）

下記内容の掲載、および行為は禁止する

公序良俗に反すること  
特定の個人・団体を誹謗・中傷すること  
営利を目的とすること（認可された広告掲載を除く）  
法令に違反するもの、または違反する恐れのあるもの  
宗教活動  
政治活動  
有害プログラム（ウイルス等）の送受信  
不正アクセス、不法改ざん  
不正確な情報の掲載  
私的利用  
その他、運用に支障をきたすこと、又はきたす恐れのあること

#### 第20条（著作権）

本ホームページの著作権は管理組合にあるものとする。また、引用・参照によって第三者の著作物を利用する場合は、その利用をする者が当該著作権者の利用許諾を得、その旨を明示して利用することとする。

#### 第21条（広告掲載）

本ホームページへの広告掲載は、公序良俗に反しない、著作権に反しない範囲でホームページ委員会により検討の上提案され、理事会の承認を得て認められるものとする。また、理事会は必要に応じて特定の広告掲載停止をホームページ委員会に対して指示することが出来ることとする。広告掲載にあたっては、広告内容の有効期限等に注意し、掲載有効期限の切れた広告は速やかに削除するものとする。

#### 第22条（リンク掲載）

本ホームページへのリンク掲載は、公序良俗に反しない、著作権に反しない範囲でホームページ委員会により検討の上提案され、理事会の承認を得て認められるものとする。また、理事会は必要に応じて特定のリンク掲載停止をホームページ委員会に対して指示することが出来ることとする。リンク掲載にあたっては、リンク先のバーナー表示義務等、リンク掲載を行う際を守るべき約款及び規約を遵守する。また、リンク先は一定の間隔で確認を行い、リンク先のURLが変更、廃止となった場合は速やかにリンクの更新、削除を行うものとする。

## 第4章 費用

### 第23条（費用全般）

ホームページの運用費用全般は、団地管理組合総会の承認を得た予算の範囲内で行うものとする。

### 第24条（予算）

ホームページの運用費用の予算は、団地管理組合の予算に計上されるものとする。従って、会計年度は、団地管理組合の会計年度と同一である。ホームページ委員会は、翌年度の予算を定期総会までに立案し、総会での承認を得て成立することとする。

### 第25条（広告収入）

第21条の広告掲載による掲載料等の収入は、団地管理組合の収入とする。

## 第5章 制限事項

### 第26条（掲載の差し止め）

ホームページに掲載した内容について、居住者や関係者等から訂正または削除の要請等を受けた場合、運用管理者は速やかに対応し、管理責任者に報告する。管理責任者が、その内容が不適切と判断したときは、修正または削除できるものとする。

### 第27条（罰則規定）

ホームページの運用に携わる者が、本運用規定に違反した行為を行い団地、居住者または第三者に損害を与え、または与えることが明らかなときは、法律に則って処理をする。

## 第6章 規定の改正及び廃止

### 第28条（規定の改正）

本運用規定の改正は、原則として理事会の決議により行う

### 第29条（規定の廃止）

本規定の廃止は、管理組合総会の決議により行う

## 附則

本規定は、2006年2月27日より施行する。